

平成19年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成19年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	<p>(1) 計画一般（敷地の有効利用、配置計画、ゾーニング・動線計画、各部門・各室の計画等）</p> <p>(2) 設計課題の特色に応じた計画</p> <p>① 子育て支援部門、文化・教養活動部門及び共用・管理部門のゾーニング・動線計画</p> <p>② 施設を利用する子どもに対する安全の確保のため目が届くような配慮及び高齢者、障害者等の利用に配慮した計画</p> <p>③ 建築物全体が、構造耐力上、安全であるような計画</p> <p>④ 建築物の環境負荷低減に配慮した計画</p> <p>(3) 構造・設備に対する理解</p> <p>(4) 設計図書の表現</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合</p> <p>① 「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「建築計画の要点が記述されていないもの」、「構造計画の要点が記述されていないもの」、「建築物の環境負荷低減について、特に配慮したことが記述されていないもの」、「設備計画の要点が記述されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」</p> <p>② 地上3階建てでないもの</p> <p>③ 図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等）</p> <p>④ 床面積の合計が「2,000㎡以上、2,500㎡以下」でないもの</p> <p>⑤ 「所要室」のうち、次のいずれかの室又は施設が計画されていないもの</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">受付ホール、スタッフルーム、プレイルーム、託児室、育児交流室、育児相談室、図書室、集会室、音楽スタジオA、調理実習室、工作室、和室、エントランスホール、展示ホール、管理事務室、噴水広場、屋上庭園、便所（各階に全くないもの）</p> <p>⑥ 乗用エレベーター（1基）が計画されていないもの</p> <p>⑦ その他設計条件を著しく逸脱しているもの（多数の室・施設の欠落等）</p>
採点結果の区分（成績）	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの</p> <p>ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの</p> <p>ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの</p> <p>ランクⅣ：設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。</p> <p>ランクⅠ：49.4%、ランクⅡ：22.2%、ランクⅢ：20.0%、ランクⅣ：8.4%</p>
合格基準	<p>採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。</p>